

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 4 号

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成 2 8 年茅ヶ崎市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「自然現象又は」を「自然現象若しくは」に、「これらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの」を「通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（大規模な災害として市長が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1, 0 8 0 円）」を加え、同条第 3 項中「定める額とする」を「定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の 2 以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする」に改め、同項ただし書を削り、同項第 1 号中「第 1 項第 1 号」を「第 1 項各号」に、「次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれに定める」を「前項に定める額にその 1 0 0 分の 5 0 に相当する額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数の額を 1 0 円に切り上げた額）を加算した」に改め、同号ア及びイを削り、同項第 2 号中「前項第 2 号」を「前項」に改め、同項第 3 号中「前項各号」を「前項」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号中「受けない者」を「受けない職員」に、「定める者」を「定める職員」に改め、同項第 2 号を同項第 3 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(2) 保健所に勤務する職員又は消防職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 2 1 条（同法第 2 6 条において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第 4 7 条の規定による移送に従事した場合

第 7 条第 2 項第 1 号中「前項第 1 号」の次に「又は第 2 号」を加え、同項第 2 号中「前項第 2 号」を「前項第 3 号」に改める。

第 1 2 条中「第 7 条第 1 項第 2 号」を「第 7 条第 1 項第 3 号」に改める。

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第 2 条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第 2

6号)の一部を次のように改正する。

第6条に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第7条第1項第1号中「医療職給料表の適用を受けない職員」とあるのは「医師以外の職員」と、同条例第8条第1項第1号中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医師である職員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。